

地方法人税法施行規則の一部を改正する省令要旨

- 1 電子情報処理組織を使用する方法により地方法人税確定申告書等に記載すべきものとされている事項を提供しなければならない法人が添付書類記載事項を提供する際に提出することができる記録用の媒体から、磁気テープを除外することとする。(第7条関係)
- 2 この省令は、別段の定めがあるものを除き、令和4年4月1日から施行することとする。(附則関係)